

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	福岡建設株式会社	代表者氏名	福岡 良幸
主たる営業所の所在地	愛西市日置町河平18番地		
許可番号	愛知県知事許可（般・特-29）第7973号	許可を受けている建設業の種類	土、建、と、石、 屋、管、鋼、舗、 塗、防、内、具、 水、解

2. 処分に関する事項

処分年月日	平成30年12月18日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第2号及び第3号該当)		

処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

(注1)「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

(注2)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

2 停止を命ずる期間

平成31年1月2日から平成31年5月1日までの120日間

処分の原因となった事実

福岡建設(株)の元役員は、愛知県愛西市の当時の佐織土地改良区理事長に対し、平成28年3月31日、同土地改良区が平成27年度中に指名競争入札により発注した各工事につき予定価格の教示を受け、有利かつ便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼の趣旨及び今後も同土地改良区が指名競争入札により発注する各工事につき同様の有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、現金10万円を供与し、もって同人の職務に関して賄賂を供与したとして、平成30年10月5日に土地改良法違反(贈賄)により、名古屋地方裁判所において、懲役10月(執行猶予3年)の判決を受け、平成30年10月20日に刑が確定した。

これは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

その他参考となる事項